

## Windows Hosting Suiteサービス契約約款

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

GMOホスティング&セキュリティ株式会社が提供するWindows Hosting Suiteサービスの利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款で定めています。契約の申込の前に、必ずこのWindows Hosting Suiteサービス契約約款の内容を確認してください。

### 第1章 Windows Hosting Suiteサービス契約約款の目的

#### 第1条 (Windows Hosting Suiteサービス契約約款の目的)

このWindows Hosting Suiteサービス契約約款は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社（以下、「当社」という。）が提供するWindows Hosting Suiteサービスの利用を目的とする契約（以下、「Windows Hosting Suiteサービス利用契約」という。）の内容及びその申込方法等について定めます。

### 第2章 Windows Hosting Suiteサービス利用契約の成立

#### 第2条 (申込の方法)

1. Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社又は当社がビジネスパートナー契約若しくは取次プログラム契約にもとづいてWindows Hosting Suiteサービス利用契約の媒介を委託している当社の代理店に提出してください。
4. Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が第2項に定めるウェブサイト上の申込フォーム又は前項に定める申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
  - (1) Windows Hosting Suiteサービス利用契約の種類（以下、「サービスプラン」という。）
  - (2) Windows Hosting Suiteサービス利用契約の存続期間（以下、「契約期間」という。）
  - (3) 料金の支払方法

5. Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込に際しては、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款のすべての内容を確認してください。当社は、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款の内容の全部又は一部を承諾しないかたについては、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込及びWindows Hosting Suiteサービスの利用を拒絶しますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める申込書の提出を行わないでください。

#### 第3条 (Windows Hosting Suiteサービス利用契約の成立要件)

1. Windows Hosting Suiteサービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
  - (1) 前条第2項に定める申込の情報又は前条第3項に定める申込書が当社に到達すること。
  - (2) Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込者（以下、「お客さま」という。）が第48条に定める料金の全部を当社に支払うこと。
  - (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 当社は、特定のお客さまについて、前項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

#### 第4条 (Windows Hosting Suiteサービス利用契約の成立時期)

1. Windows Hosting Suiteサービス利用契約は、当社の発信した承諾の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
2. 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

#### 第5条 (承諾を行わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) お客さまがこのWindows Hosting Suiteサービス契約約款に違背してWindows Hosting Suiteサービスを利用することが明らかに予想される場合。
  - (2) お客さまが当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
  - (3) お客さまがWindows Hosting Suiteサービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) お客さまがクレジットカードによる料金の支払を希望する場合であって、クレジットカード会社の承認が得られない場合。
  - (5) お客さまが申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的にWindows Hosting Suiteサービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者の同意又は追認がない場合。
  - (6) お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
  - (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知しません。

## 第3章 サービス

### 第1節 総則

#### 第6条 (Windows Hosting Suiteサービス)

このWindows Hosting Suiteサービス契約約款においては、当社がWindows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するサービスを「Windows Hosting Suiteサービス」といいます。

#### 第7条 (サーバーサービス)

このWindows Hosting Suiteサービス契約約款においては、Windows Hosting Suiteサービスのうち当社がお客さまにサーバーの機能を提供するものを「サーバーサービス」といいます。

#### 第8条 (Windows Hosting Suiteサービスの利用の開始)

お客さまは、前章の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が成立した時からWindows Hosting Suiteサービスを利用することができます。

#### 第9条 (登録済みのドメイン名の使用)

1. お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。
2. お客さまが、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際して、前項本文に定めるドメイン名を使用しようとする場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に、その旨及びそのドメイン名を当社に知らせてください。なお、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。
3. 当社は、お客さまがWindows Hosting Suiteサービスの利用に際して第1項に定めるドメイン名を使用することができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第10条 (ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス)

1. 当社は、第14条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、お客さまがサーバーサービスの利用の際に使用しようとするドメイン名又はお客さまがドメイン名管理代行サービスの提供を受けようとするドメイン名に限り、このサービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。
3. 当社は、第1項の定めるところにより当社の提供するサービスが遅延し、又は当社がそのサービスを提供しなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、ドメイン名管理団体の行うドメイン名の登録のための手続が遅延し、又はドメイン名管理団体が行なわなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第11条 (ドメイン名でのWindows Hosting Suiteサービスの利用)

1. 当社は、お客さまが前2条に定めるドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用することができるようにするため、第14条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. お客さまは、前項の手続の完了後、通常であれば数日経過すると、前2条に定めるドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用できるようになります。
3. お客さまが当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、お客さまは、そのドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用することができない場合もあります。
4. 当社は、第1項の定めるところにより当社の行う手続が遅延し、又は当社がその手続を行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 当社は、第2項に定める手続が遅延し、又はその手続が完了しないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. 当社は、第3項後段の定める事由によりお客さまが当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用することができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第12条 (ドメイン名の登録を維持するためのサービス)

1. 当社は、第9条第2項によりお客さまが当社に知らせたドメイン名又は第10条第1項に定める登録申請事務手続の代行サービスにより登録したドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。
2. 当社は、前項に定めるドメイン名の登録を維持することができなかつたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第13条 (使用できるドメイン名の制限)

1. お客さまは、第9条第2項により当社に知らせたドメイン名又は第10条第1項に定める登録申請事務手続の代行サービスによりドメイン名管理団体において登録したドメイン名に限り、サーバーサービスの利用にあたって使用し、又はドメイン名管理代行サービスの提供を受けることができます。
2. お客さまは、サーバーサービスの利用にあたって使用するドメイン名又はドメイン名管理代行サービスの提供を受けるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。

#### 第14条 (ドメイン名管理団体の制限)

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス(第10条)、ドメイン名でWindows Hosting Suiteサービスを利用することができるようにするための手続(第11条)及びドメイン名の登録を維持するためのサービス(第12条)については、米国ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

#### 第15条 (サポート)

1. 当社は、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するハードウェア、ネットワークその他に関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

#### 第16条 (本人確認の方法等)

1. 当社は、次の表の「問い合わせの内容」欄に掲げる事項についてお客さまから電話で問い合わせを受けたときは、第1号に掲げる内容の問い合わせに際しては、お客さまの氏名（お客さまが団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客さまに尋ねるほか回答にあたって特に本人確認を行わず、又、第2号に掲げる内容の問い合わせに際しては、回答に先立ちお客さまの氏名（お客さまが団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客さまに尋ねたうえで、同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法でお客さまが本人であることの確認（以下、「本人確認」という。）を行います。

問い合わせの内容	本人確認の方法
(1) お客さまが当社との間で締結したWindows Hosting Suiteサービス利用契約の内容に関する事項のうち、次に掲げるもの。 (ア) 契約期間 (イ) 契約期間満了日 (ウ) サービスプラン (エ) 料金の価格 (オ) 料金の支払方法 (カ) ドメイン名の登録を維持するためのサービスの利用の有無 (キ) Windows Hosting Suiteサービス利用契約締結の際における当社の代理店の媒介の有無	本人確認は行いません。

<p>(2) お客様が当社との間で締結したWindows Hosting Suiteサービス利用契約の実施状況、お客様が当社に知らせたお客様の連絡先その他の事項のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(ア) 料金の支払状況  (イ) サービスの提供の停止又は終了等の状況  (ウ) 当社が行う作業の進捗状況  (エ) オプションサービスの申込内容  (オ) お客様の氏名  (カ) お客様が団体である場合における当該団体の名称又は代表者の氏名  (キ) お客様の代理人又は担当者の氏名  (ク) お客様の電話番号又はファックス番号  (ケ) お客様の電子メールアドレス  (コ) お客様の住所</p>	<p>当社がお客様に発行した「お客様ID」という名称のユーザID（以下、「お客様ID」という。）を構成する文字列を電話口でお客様に尋ね、お客様が正しいお客様IDを構成する文字列を答えることができることを確認する方法。</p>
--	--

2. 当社は、前項の表の第1号に掲げる内容の問い合わせに際してお客様の本人確認を行わないでこれに回答し、又は前項の表の第2号に掲げる内容の問い合わせに際して同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法で本人確認を行ったうえでこれに回答した場合において、その回答したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。又、当社は、前項の表の第2号に掲げる内容の問い合わせに際して同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法と異なる方法でお客様の本人確認を行い、又はお客様の本人確認を行わないで、これに回答した場合において、その回答したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、お客様から電話で何らかの問い合わせを受けた場合において、これに回答しなかったことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第17条（ログの非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客様に提供するサーバー（以下、本条及び次条において「サーバー」という。）に対するアクセスの状況の記録（以下、本条において「ログ」という。）の内容をお客様に知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容をお客様に知らせないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第18条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、サーバーに保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、サーバーに保存されたデータ等の毀滅に備えて定期的にその複製を行うことをお客様に強く推奨します。

#### 第19条 (インターネットへの接続)

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。Windows Hosting Suiteサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

#### 第20条 (経路等の障害)

当社は、Windows Hosting Suiteサービスをお客さまに提供するために当社が利用する電気通信事業者又はその他の事業者の設備の故障等により、お客さまがWindows Hosting Suiteサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第21条 (パスワード等の管理)

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザID及びパスワード (以下、「パスワード等」という。) を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー (当社がお客さまに提供するサーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という。) にアクセスしようとする者に対してユーザID及びパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム (以下、「パスワード照合システム」という。) を用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 当社は、当社がお客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客さまは、第1項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

#### 第22条 (秘密鍵の管理)

1. お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際してお客さまが作成した秘密鍵 (以下、本条において単に「秘密鍵」という。) を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. お客さまは、秘密鍵が他に漏れる等、その秘密鍵の使用を継続することが適切でない場合として当社が別に定める事実が生じたことを知り、又はその事実が生じたことを疑うべき事実があることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。この届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
3. 当社は、秘密鍵が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客さまは、第1項に定める秘密鍵の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

#### 第23条（過大な負荷を与えることの禁止）

お客さまは、当社のサーバー又はその他の設備に過大な負荷を与えるような方法でWindows Hosting Suiteサービスを利用してはいけません。

#### 第24条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

#### 第25条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客さまは、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を尊重しなければなりません。

#### 第26条（違法行為等の禁止等）

1. お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客さまは、当社がお客さまに提供しているWindows Hosting Suiteサービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

#### 第27条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 前項に定めるもののほか、お客さまは、Windows Hosting Suiteサービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

#### 第28条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客さまは、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづくお客さまの地位及びWindows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客さまの権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. お客さまは、当社が別に定める場合を除くほか、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづいて当社がお客さまに提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

#### 第29条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容

を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。

2. 前項の規定は、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
3. お客様は、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

### 第30条（当社からの連絡）

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとしてWindows Hosting Suiteサービスの提供及びWindows Hosting Suiteサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

### 第31条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、Windows Hosting Suiteサービスをお客様に提供するにあたり、ドメイン名管理団体若しくはその他の団体等との間で必要な手続を行うため、又はその他の必要があるときは、電子メール、郵便又はファックス等でお客様に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客様に問い合わせる事項は、当社がWindows Hosting Suiteサービスをお客様に提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客様に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。
3. 当社は、当社がお客様に前2項の問い合わせを行った日から1カ月を経過してもお客様が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社がWindows Hosting Suiteサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続又はその他の事務等を履践することができないときは、お客様に対するWindows Hosting Suiteサービスの一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客様が次条に定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせがお客様に到達せず、このために当社がWindows Hosting Suiteサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続又はその他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. お客様は、前2項にもとづいてWindows Hosting Suiteサービスの一部の提供を取り止める旨の当社の通知がお客様に到達したときは、当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。その通知が何らかの事情によりお客様に到達しない場合であっても、当社がその通知を発信した日から1週間経過したときは、お客様は、当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、このことによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. お客様は、前項の定めるところにより当社がWindows Hosting Suiteサービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該一部のサービスの料金の償還を受ける

ことはできません。

### 第32条 (変更の届出)

1. Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとしてWindows Hosting Suiteサービスの提供及びWindows Hosting Suiteサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併によりWindows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづくお客さまの地位を承継したかたが、本条に定める変更の届出を行ってください。

### 第33条 (Windows Hosting Suiteサービスの利用に関する規則)

1. 当社は、Windows Hosting Suiteサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款とは別に予告なくWindows Hosting Suiteサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

### 第34条 (Windows Hosting Suiteサービスの提供の停止)

1. 当社は、お客さまについて第59条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客さまに提供しているWindows Hosting Suiteサービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第26条第2項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対するWindows Hosting Suiteサービスの提供を停止することがあります。
2. お客さまは、前項により当社がお客さまに対するWindows Hosting Suiteサービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、第1項にもとづいて当社がWindows Hosting Suiteサービスの提供を停止したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第35条 (Windows Hosting Suiteサービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供しているWindows Hosting Suiteサービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定めるWindows Hosting Suiteサービスの廃止を行う場合

には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

3. 当社は、第1項に定めるWindows Hosting Suiteサービスの廃止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第36条 (Windows Hosting Suiteサービスの利用不能)

1. お客さまは、相当の期間にわたりWindows Hosting Suiteサービスを利用することができない事態が日常的に生じうるものであることを了承するものとします。
2. 当社は、コンピュータウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピュータシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変されたことによりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
3. 当社は、前2項に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

### 第37条 (担保責任の否定)

1. 次の各号に掲げる事項その他のWindows Hosting Suiteサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
  - (1) Windows Hosting Suiteサービスが一定の品質を備えること。
  - (2) Windows Hosting Suiteサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
  - (3) Windows Hosting Suiteサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. Windows Hosting Suiteサービス利用契約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他のWindows Hosting Suiteサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

### 第38条 (免責)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
  - (1) 当社のサーバーに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
  - (2) お客さま又は第三者が当社のサーバーに接続することができず、又は当社のサーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (3) お客さま又は第三者が当社のサーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (4) お客さまが注文した電子証明書が発行されず、又はお客さまが注文した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (5) 当社がお客さまに行うべき連絡を怠ったこと。
  - (6) 当社がお客さまから預かった書類又はデータ等を紛失したこと。
  - (7) お客さまがWindows Hosting Suiteサービス利用契約の申込を撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
  - (8) お客さまがWindows Hosting Suiteサービス利用契約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、Windows Hosting Suiteサービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害及びWindows Hosting S

uiteサービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

### 第39条（消費者契約に関する免責の特則）

このWindows Hosting Suiteサービス契約約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のためにWindows Hosting Suiteサービス利用契約の当事者となったお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) Windows Hosting Suiteサービス利用契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) Windows Hosting Suiteサービス利用契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（Windows Hosting Suiteサービス利用契約が請負契約である場合には、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

## 第2節 ホスティングサービス

### 第40条（この節の規定の適用対象）

この節の規定は、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづいて当社が提供するホスティングサービスを利用するお客さまにのみ、これを適用します。

### 第41条（基本サービス）

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、基本サービスをお客さまに提供します。
2. 当社は、前項により当社が定める基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第42条（IPアドレス）

1. 当社は、サーバーサービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP（Internet Protocol）アドレスをお客さまに割り当てます。ただし、サービスプランによっては、他の利用者と同一のIPアドレスを割り当てる場合や、IPアドレスの割り当てを行わない場合があります。
2. 当社は、前項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを第4条に定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、第1項ただし書の場合には、ドメイン名を用いることなくサーバーサービスを利用するための方法を第4条に定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
4. 当社は、第1項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。

ます。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第43条 (DNSサーバー)

1. 当社は、サーバーサービスをドメイン名で利用することができるようにするため、第41条の基本サービスの提供に際して、プライマリDNS (Domain Name System) サーバー及びセカンダリDNSサーバーをあわせて提供します。ただし、お客さまから特に申出があったときは、プライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーの一方又は双方を提供しない場合があります。
2. 当社は、前項により当社の提供するプライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーが適切に動作しないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、第1項の定めるところにより提供するプライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第44条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第41条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、第1項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客さまは、前3項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

### 第3節 ドメイン名管理代行サービス

#### 第45条 (この節の規定の適用対象)

この節の規定は、Windows Hosting Suiteサービス利用契約にもとづいて当社が提供するドメイン名管理代行サービスを利用するお客さまにのみ、これを適用します。

#### 第46条 (基本サービス)

1. 当社は、別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。
  - (1) 第10条及び第12条に定める内容のサービス
  - (2) 第三者がウェブブラウザを用いて第9条又は第10条に定めるドメイン名をアドレスとする

ウェブサイトを開覧しようとしたときに、そのウェブサイトは制作中であり完成していないという趣旨の情報又はその他の情報をその第三者に対して表示するサービス

2. 前項第1号のサービスは、お客さまが希望するドメイン名をドメイン名管理団体において登録するとともに、お客さまがその登録を維持することができるようにする目的で提供するものです。お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、ドメイン名管理代行サービスの利用に際して、第1節の規定に従ってそのドメイン名を使用することもできます。
3. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第47条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、第1項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客さまは、前3項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

## 第4章 料金

#### 第48条 (料金の種類)

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
  - (1) 新規セットアップ料金
  - (2) 月額利用料金
  - (3) ドメイン名維持料金
2. お客さまが第10条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。
3. お客さまが第44条又は第47条にもとづいて当社が定めるオプションサービスを利用する場合には、前2項に定める料金のほか、オプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金を当社に支払うものとします。
4. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客

さまについて、前3項に定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前3項に定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。

5. Windows Hosting Suiteサービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
6. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
7. 本条の規定は、第55条ないし第57条の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、第1項第1号の料金については、この限りではありません。

#### 第49条 (料金の価格)

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

#### 第50条 (料金の支払方法)

1. お客さまは、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に第2条第4項にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
  - (1) 当社の銀行預金口座への振込
  - (2) クレジットカード
  - (3) お客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落
2. 料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客さまのクレジットカードに関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
3. 料金の支払方法としてお客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落を選ぶ場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に、その利用する引落用口座の名義、銀行預金口座又は郵便貯金口座の別、銀行預金口座の場合には銀行名、支店名、預金の種類及び口座番号、郵便貯金口座の場合には記号及び番号等、お客さまの引落用口座に関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
4. サービスプラン又は第54条に定めるWindows Hosting Suiteサービス利用契約の存続期間によっては、第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。
5. 当社は、特定のお客さまについて、第1項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

#### 第51条 (料金の支払時期)

1. 料金は、これを前払いとします。
2. 当社は、特定のお客さまについて、前項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

#### 第52条（早期の解除の場合の料金の返金）

1. 当社の提供するWindows Hosting Suiteサービスについてお客さまが満足することができなかった場合には、当社は、本条の定めるところに従って料金の一部を返金しません。
2. 当社は、お客さまが第58条にもとづいて当社の定める方式に従ってWindows Hosting Suiteサービス利用契約の解除を行い、その解除の通知がそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の成立した日から起算して30日を経過するまでに当社に到達し、かつ、お客さまがその解除の通知においてそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の成立した日から起算して30日を経過する日以前の日をそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約が終了する日として指定したときは、同条第4項の規定に関わらず、そのお客さまがWindows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等のうち月額利用料金及びオプション月額利用料金の全部に相当する金額を当社の別に定める方法によりお客さまに返金します。ただし、お客さまがWindows Hosting Suiteサービス利用契約の申込の際に当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間のオプション月額利用料金のうち、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。
3. 本条に定める返金は、よりよいサービスの開発を目的としてWindows Hosting Suiteサービス利用契約の解除の際に当社が実施するアンケート調査に協力したお客さまについてのみ、これを行います。

#### 第53条（第41条のサービスの利用不能の際の料金の返金）

1. 当社の責めに帰すべき事由により第41条のサービスをお客さまが利用することができなかった場合には、当社は、本条及び当社が別に定めるところに従って料金の一部を返金します。この返金は、当社が運用するサーバーの故障により第41条のサービスの利用不能が生じた場合に限りこれを行います。
2. 当社は、お客さまが当月において第41条のサービスを利用することのできた時間を当月の総時間で除して得られる率に応じて、そのお客さまが当月分の月額利用料金として当社に支払った金額に当社が別に定める率を乗じて得られる金額を当社が別に定める方法によりお客さまに返金します。
3. 当社は、お客さまが第41条のサービスの利用不能の後、最初に当社に支払う月額利用料金の金額をその本来支払うべき月額利用料金の金額から返金すべき金額を減じて得られる金額とすることをもちって前項の返金に代える場合があります。
4. 本条に定める返金は、当社が別に定める方法により、第41条のサービスの利用不能が生じた際にその事実を当社が別に定める方法により直ちに当社に通知したお客さまについて、これを行います。
5. 第2項にもとづく返金の金額の算出にあたっては、第41条のサービスの利用不能の期間は、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。
6. 前5項に定める返金の要件を満たす場合であっても、第41条のサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条に定める返金は、これを行いません。当社の測定システムの故障により利用不能の期間を報告できない場合も同様とします。
  - (1) 法令の制定又は改正が行われたこと。
  - (2) 当社のサーバー、その他の設備の保守等のための作業を行ったこと。
  - (3) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、又は通商を禁止する措置がとられたこと。
  - (4) 火災、洪水、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと。

- (5) ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。
- (6) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、その他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと。
- (7) お客様に第41条のサービスを提供するために当社が運用するサーバーを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと。
- (8) 当社のネットワークに接続するための回線に障害が生じたこと。
- (9) 当社の管理外にあるDNSに障害が生じたこと。
- (10) お客様（その従業員又は代理人も含むものとします。）がこのWindows Hosting Suiteサービス契約約款の定める義務に違背する行為、その他の行為を行ったこと。

## 第5章 Windows Hosting Suiteサービス利用契約の更新及び終了等

### 第54条（契約期間）

1. 第2条第4項によりお客様が選んだ契約期間をもって、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の契約期間とします。
2. ある月の途中においてWindows Hosting Suiteサービス利用契約が成立した場合には、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の存続期間の満了日とします。
3. 前2項によって契約期間の満了日とされる日が金融機関の休日のときは、前2項の規定に関わらず、その日以前の金融機関の直近の営業日までの期間をもって、その契約期間とします。
4. 前3項の規定は、次条ないし第57条の定めるところにより更新されたWindows Hosting Suiteサービス利用契約にこれを準用します。この場合には、第2項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

### 第55条（銀行振込の場合のWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新）

1. 第50条第1項の定めるところにより料金の支払方法として当社の銀行預金口座への振込を選んだお客様のWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新については、本条の定めるところに従います。
2. お客様がWindows Hosting Suiteサービス利用契約を更新しようとする場合には、契約期間の満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに第48条に定める料金及び消費税の全部（以下、「所定の料金等」という。）に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込むものとします。
3. 前項の定めるところによりお客様が所定の料金等に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込んだときは、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
4. お客様が契約期間の満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに第2項の定めるところにより所定の料金等に相当する金額を振り込まない場合には、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了日をもって終了するものとします。
5. やむを得ない事情によりお客様が第2項の定めるところにより所定の料金等に相当する金額を振り込まなかった場合において、お客様が契約期間の満了日から7日を経過するまでに所定

の料金等を当社に支払ったときは、前3項の規定に関わらず、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に遡って従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

6. 前項の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が更新された場合には、データ等が滅失若しくは損傷し、又は当社がお客さまに割り当てていたIPアドレスを変更することがあります。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
7. 当社は、第3項に定める振込又は第5項に定める支払については、当社がその事実を確認するまでは、その振込又は支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、特定のお客さまについて、前7項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

#### 第56条（クレジットカードの場合のWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新）

1. 第50条第1項の定めるところにより料金の支払方法としてクレジットカードを選んだお客さまのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新については、本条の定めるところに従います。
2. 当社は、契約期間の満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）までにお客さまからそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約を更新しない旨の通知がないときは、第50条第2項のクレジットカードにより当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続を契約期間の満了日づけで当社とそのクレジットカード会社との間で行います。
3. 前項の定めるところにより当社とそのクレジットカード会社との間において当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続が完了したときは、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
4. 契約期間の満了するまでに第2項の手続が完了しない場合には、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了日をもって終了するものとします。
5. 契約期間の満了するまでに第2項の手続が完了しなかった場合において、契約期間の満了日から7日を経過するまでに、その手続が完了し、又はその他の方法によりお客さまが所定の料金等を当社に支払ったときは、前3項の規定に関わらず、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に遡って従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
6. 前項の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が更新された場合には、データ等が滅失若しくは損傷し、又は当社がお客さまに割り当てていたIPアドレスを変更することがあります。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
7. 当社は、第3項に定める手続又は第5項に定める手続若しくは支払については、当社がその事実を確認するまでは、その手続が完了せず、又はその支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、特定のお客さまについて、前7項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

#### 第57条（自動引落の場合のWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新）

1. 第50条第1項の定めるところにより料金の支払方法としてお客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落を選んだお客さまのWindows Hosting Suiteサービス利用契約の更新については、本条の定めるところに従います。

2. 当社は、契約期間の満了日の属する月の前月末日までにお客さまからそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約を更新しない旨の通知がないときは、第50条第3項の引落用口座から当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続を契約期間の満了日の数日前に当社とその銀行又は郵便局との間で行います。
3. 前項の定めるところにより当社とその銀行又は郵便局との間において当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続が完了したときは、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
4. 契約期間の満了するまでに第2項の手続が完了しない場合には、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了日をもって終了するものとします。
5. 契約期間の満了するまでに第2項の手続が完了しなかった場合において、契約期間の満了日から7日を経過するまでに、その手続が完了し、又はその他の方法によりお客さまが所定の料金等を当社に支払ったときは、前3項の規定に関わらず、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、契約期間の満了の時に遡って従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
6. 契約期間の満了するまでに第2項の手続が完了しない場合には、第4項によりそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約が終了した後も、当社は、お客さまに対して、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約が終了するまでの間に提供していたものと同一のサービスを引き続き提供します。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合には、本項にもとづくサービスの提供を終了します。
  - (1) 前項の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が更新されたとき。
  - (2) 引落用口座の残高の不足のために第2項の手続を完了することができないとき。
  - (3) お客さまからそのWindows Hosting Suiteサービス利用契約を更新しない旨の通知があったとき。
7. 第5項の定めるところによりWindows Hosting Suiteサービス利用契約が更新された場合には、データ等が滅失若しくは損傷し、又は当社がお客さまに割り当てていたIPアドレスを変更することがあります。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、第3項に定める手続又は第5項に定める手続若しくは支払については、当社がその事実を確認するまでは、その手続が完了せず、又はその支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
9. 当社は、特定のお客さまについて、前8項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

#### 第58条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、いつでも将来に向かってWindows Hosting Suiteサービス利用契約の解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。
4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

#### 第59条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告でWindows Hosting Suiteサービス利用契約の解除を行うことができます。
  - (1) お客さまが、このWindows Hosting Suiteサービス契約約款の定める義務に違背した場合。
  - (2) お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
  - (3) お客さまについて破産手続又はその他の倒産手続が開始した場合。
  - (4) お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (5) お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
  - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、そのWindows Hosting Suiteサービス利用契約は、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

### 第6章 紛争の解決等

#### 第60条（準拠法）

Windows Hosting Suiteサービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

#### 第61条（裁判管轄）

Windows Hosting Suiteサービス利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

#### 第62条（紛争の解決のための努力）

Windows Hosting Suiteサービス利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

### 第7章 Windows Hosting Suiteサービス契約約款の改定

#### 第63条（Windows Hosting Suiteサービス契約約款の改定）

当社は、実施する日を定めてこのWindows Hosting Suiteサービス契約約款の内容を改定することがあります。その場合には、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の内容は、改定されたWindows Hosting Suiteサービス契約約款の実

施の日から、改定されたWindows Hosting Suiteサービス契約約款の内容に従って変更されるものとします。

附則（2007年2月15日作定）

このWindowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、2007年2月15日に作定し、即日実施します。

附則（2007年8月31日改定）

このWindowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、2007年8月31日に改定し、即日実施します。

附則（2007年9月10日改定）

このWindowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、2007年9月10日に改定し、即日実施します。

附則（2007年10月17日改定）

このWindowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、2007年10月17日に改定し、即日実施します。

附則（2008年3月3日改定）

このWindowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、2008年3月3日に改定し、即日実施します。

附則（2008年7月23日改定）

Windowsコラボレーションホスティングサービス契約約款は、その表題を「Windows Hosting Suiteサービス契約約款」に改め、かつ、その内容の一部を改めるために、2008年7月23日に改定し、即日実施します。

## サービスの利用不能の際における料金の返金に関する規則

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

Windows Hosting Suiteサービス契約約款第53条第2項の規定にもとづいて当社が定めるべき率については、この規則で定めるところによります。

### 第1条

Windows Hosting Suite契約約款第53条第2項の規定にもとづいて当社が定めるべき率は、次に掲げる通りとします。

- |     |                |      |
|-----|----------------|------|
| (1) | 98.0%から99.8%まで | 10%  |
| (2) | 95.0%から97.9%まで | 25%  |
| (3) | 90.0%から94.9%まで | 50%  |
| (4) | 89.9%以下        | 100% |

附則（2007年10月17日作定）

この規則は、2007年10月17日に作定し、即日実施します。

附則（2008年7月23日改定）

この規則は、2008年7月23日に改定し、即日実施します。

## リモートワイプサービスの利用に関する規則

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

GMOホスティング&セキュリティ株式会社（以下、「当社」という。）がWindows Hosting Suiteサービスに付加して提供するリモートワイプサービス（以下、「本件サービス」という。）を利用するお客さまについては、Windows Hosting Suiteサービス契約約款のほか、この規則で定める内容も、Windows Hosting Suiteサービス利用契約の内容をなします。本件サービスの申込の前に、必ずこの規則の内容を確認してください。この規則の内容を承諾しないかたについては、本件サービスの申込及び利用を拒絶しますので、注意してください。

### 第1条（趣旨）

当社は、Windows Hosting Suiteサービス契約約款にもとづいて当社の提供するサービスをスマートフォンにより利用するお客さまのうち、特に希望するお客さまに対して、当該サービスに付加して本件サービスを提供します。

### 第2条（この規則の内容の承諾）

1. 本件サービスを利用するお客さまについては、Windows Hosting Suiteサービス契約約款のほか、この規則で定める内容もWindows Hosting Suiteサービス利用契約の内容をなします。本件サービスの申込の前に、必ずこの規則の内容を確認してください。
2. 当社は、この規則の内容を承諾しないかたについては、本件サービスの申込及び利用を拒絶します。

### 第3条（本件サービスの内容）

1. 本件サービスは、スマートフォンの紛失・盗難等にあつたお客さまの申込にもとづいて、第三者がスマートフォンをインターネットに接続した時に当該スマートフォン本体内に記録されている電話帳、電子メール、電話及び電子メールの発着信の履歴その他の電磁的記録（以下、「データ」という。）を当社が消去するサービスです。
2. 当社は、本件サービスの提供に際して、当該スマートフォンがインターネットに接続されるまでの間は、データの消去を行うことができません。
3. 当社は、本件サービスにおいてデータを消去する際に当該データの複製及び保存を行いません。当社が本件サービスにおいて消去したデータは、これを復元することができません。

### 第4条（免責）

当社は、お客さまが本件サービスを利用した場合であっても、第三者が不当にデータを得ることを防止することができないことがあります。当社は、お客さまが本件サービスを利用したにも関わらず第三者が不当にデータを得たことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第5条（この規則とWindows Hosting Suiteサービス契約約款との関係）

この規則で定めるもののほか、本件サービスの利用に関する事項については、Windows Hosting Suiteサービス契約約款において定めるところによります。

附則（２００７年２月１５日作定）

この規則は、２００７年２月１５日に作定し、即日実施します。

附則（２００８年８月１１日改定）

この規則は、２００８年８月１１日に改定し、即日実施します。

rwsku20080811001